

議案第 49 号

桐生市職員退隠料等給与条例等を廃止する条例案

桐生市職員退隠料等給与条例等を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 5 月 30 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市職員退隠料等給与条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 桐生市職員退隠料等給与条例(昭和 17 年桐生市条例第 1 号)
- (2) 昭和 23 年 6 月 30 日以前に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の特別措置に関する条例(昭和 28 年桐生市条例第 21 号)
- (3) 昭和 23 年 6 月 30 日以前に給与事由の生じた退隠料等の年額の改定に関する条例(昭和 31 年桐生市条例第 18 号)
- (4) 昭和 28 年 12 月 31 日以前に給与事由の生じた退隠料等の年額の改定に関する条例(昭和 33 年桐生市条例第 30 号)
- (5) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に給与事由の生じた退隠料等の年額の改定に関する条例(昭和 46 年桐生市条例第 28 号)
- (6) 昭和 37 年 11 月 30 日以前に給与事由の生じた退隠料等の年額の改定に関する条例(昭和 48 年桐生市条例第 44 号)
- (7) 平成元年 4 月分から同年 7 月分までの遺族扶助料に係る加算の年額等の特別に関する条例(平成 2 年桐生市条例第 1 号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 49 号 桐生市職員退隠料等給与条例等を廃止する条例案

地方公務員等共済組合法の施行前に本市を退職した職員の遺族に対し、桐生市職員退隠料等給与条例の規定に基づき遺族扶助料を支給してきましたが、その遺族が亡くなり、同条例の適用を受ける者がいなくなったことから、同条例及び関係条例を廃止するものです。